

諮問番号：諮問第4号

答申番号：答申第4号

答申書

第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の意見は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

① 審査請求人の主張の要旨

自分は健康な人と比べると肺が弱くなっており、内職又は軽作業のみしかできない。このことから考えると指導指示書の内容は重過ぎる。不正受給やギャンブルもしていないのに廃止はおかしい。

② 審査庁の主張の要旨

本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求は理由がないものとして棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

① 処分庁の指導指示書の指導事項については、審査請求人がその稼働能力を活用することを目的とするものであるが、実際に就労の場を得ることまでを求めるものではなく、就労の場を得るための活動をするを求めているもので、客観的に実現が不可能なものではなく、不当な点はない。

② 審査請求人の稼働能力については、審査請求人の年齢、病状、職歴等を客観的、総合的に判断すると、審査請求人には一定の稼働能力があったものと認められる。

③ 審査請求人が書面による指導指示事項に従わなかったといえるかについては、3回にわたる指示書の提示にもかかわらず、審査請求人は、求人チラシを見て1回電話し、1日ハローワークで求人閲覧を行い、4回求人誌をチェックしたのみであり、その他は求職活動を全く行っていないことから、書面による指導指示に従わなかったと認められる。

④ 本件処分の妥当性については、処分庁が審査請求人に対し、まず口頭による指導を

行い、その後3度にわたり指導指示書を提示したにもかかわらず、審査請求人は指導指示に応じる姿勢が見られないこと、及び弁明の機会を付与した期日に欠席するなどの対応から、処分庁が停止処分では指導指示に従わせることは著しく困難であると判断したことは処分庁の裁量の範囲内であり、違法又は不当な点はない。

- ⑤ 本件処分に至るまでの手続の適法性については、国の通知に沿った指導指示であると認められ、また、本件処分に当たっては、処分庁は審査請求人に対し、弁明の機会を設ける旨の通知を手渡ししており、審査請求人には防御の準備を行う利益は保障されていたと認められ、本件処分の手続が、生活保護法（昭和25年法律第144号）第62条第4項の規定に沿ったものであり、違法又は不当な点はない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成28年11月2日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年11月16日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

審査請求人は、本件処分の違法性について具体的な主張をしていないことから、本件審査請求の争点は、審理員意見書にあるとおり、本件処分の前提となる指導指示事項及び本件処分そのものについて違法又は不当な点はないかということにある。

- ① 本件処分の前提となる指導指示事項については、審査請求人には一定の稼働能力があると認められ、就労活動を求めた指導指示に違法、不当な点はない。
- ② 審査請求人が書面による指導指示事項に従わなかったといえるかについては、処分庁が発出した3度の指導指示書に対して、審査請求人はしかるべく求職活動を行っていないことから、文書による指導指示に従わなかった場合に該当すると判断したことは妥当であると認められる。
- ③ 廃止処分としたことの妥当性については、審査請求人は病状調査書から診療は要せず、就労可能となっており、就労活動ができる状態であったにもかかわらず、処分庁が審査請求人に対し繰り返し行った指導指示に従わない、また、弁明の機会を

付与した期日に欠席するなど改善が見られない状況から、処分庁が、その裁量により、保護の停止処分では処分の効果がないと判断したことは、妥当であると認められる。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、その手続は適正なものと認められることから、本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会

委員 岡 本 博 志

委員 倉 員 央 幸

委員 塩 田 裕美子